

改正

公職選挙法の 手引

参議院選挙区合区／表示登録制度／
投票環境向上関係 等

はじめに

平成28年6月19日、選挙権年齢を満18歳に引き下げることが柱とする改正公職選挙法（平成27年法律第43号）がいよいよ施行されます。本改正法は平成28年7月の参議院議員通常選挙から適用される予定で、適用後は新たに満18歳と満19歳の者も投票することや選挙運動ができるようになります。選挙権の拡大は、昭和20年に選挙権年齢が満25歳から満20歳に引き下げられて以来、約70年ぶりのことで、これにより次世代を担う若者の意見が政治により反映されやすくなることが期待されています。

しかし、18歳選挙権が施行される平成28年6月19日以降に新たに有権者となる満18歳と満19歳の若者が就職や進学を機に転居し、転出前・転入後いずれの市区町村においても選挙人名簿に未登録^(※)である時期と、選挙の時期が重なった場合、選挙権を有しながらもその選挙で投票できないケースが多く発生するのではないかと懸念する声が上がっていました（※転出前の旧住所では非有権者だったため選挙人名簿に登録されておらず、転入後は新住所を移してから3か月未満のため登録されていないという状態）。

そこで平成28年1月28日、新たに有権者となる満18歳、満19歳の若者も一定の要件を満たせば旧住所の市区町村（転出前に住所を有していた市区町村）で転出した旨を表示して選挙人名簿に登録する「表示登録制度」が新設され、衆参の国政選挙で投票することができることとするなどの改正公職選挙法（平成28年法

律第8号) が成立、18歳選挙権を盛り込んだ改正法の施行日と同日に施行されることとなりました。

また、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、引き続き重要な課題であるとした上で、若者に限らず全世代の国政選挙・地方選挙を通じて投票率低迷の一因と指摘されていた「投票所が行きづらい場所にある」「投票時間が短くて投票に行けない」「投票所に子供を連れて入れないので投票できない」等の投票環境の問題についても、平成28年7月の参議院議員通常選挙から大幅な改善が図られることになりました。これらの改善は総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」による中間報告の結果をもとに、選挙執行経費基準法及び公職選挙法改正案が政府提案され、以下の主な改正点を柱として国会における審議を経て成立し、平成28年4月11日に平成28年法律第24号をもって公布され、これらも18歳選挙権とともに同年6月19日に施行されることとなったのです。

主な改正点は、

- ① 既存の投票所とは別に市区町村内のいずれの投票区に属する有権者でも投票できる「共通投票所」制度の創設
- ② 期日前投票の投票時間の弾力的な設定
- ③ 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大

で、いずれも有権者がより投票しやすい環境を整えることを目指す

内容となっています。各市区町村の選挙管理委員会には各地域の実情を踏まえた上で、どうすれば今回の法改正のメリットを十分に活かせるのか、そして投票率向上につないでいけるかを考え、実行していくことが求められています。

さらに、以上の改正とは別に議員立法で公職選挙法が改正され、洋上投票制度の利用促進のために洋上投票の対象の拡充とともにファクシミリによる投票の送信ができることとされたこと、聴覚障害のある選挙人への情報提供強化の一環として、選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は掲示のために行う要約筆記のために使用する者への報酬支払いの解禁も併せて行われることとなりました。これらについては、前者については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、後者については公布の日から起算して1月を経過した日から施行することとされました。

なお、18歳選挙権、表示登録制度、投票環境向上方策等に係る改正法の大部分が施行された後に実施が予定されている参議院議員通常選挙では、我が国で初めての選挙区選挙に係る合同選挙区選挙（「鳥取県及び島根県」「徳島県及び高知県」の合区による選挙⇒P22）も実施されることになっています。

これらの改正に伴い、各選挙管理委員会では、これまでに経験のない選挙事務の実施や対応が求められることから、改正の内容を十分把握していないと思わぬトラブルや緊急事態の発生する

可能性も十分に考えられます。

本書では今回の法改正の現時点で得られる内容を詳しく紹介し、想定される疑問点などをまとめた Q&A 集も掲載しました。選挙の管理執行と選挙啓発の任に当たる選挙管理委員会職員の皆様が実務や有権者への周知活動を行うに当たっての参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

なお、改正法の概要等を「選挙時報／全国市区選挙管理委員会連合会編」に基づいた部分もあり、また本書において意見などにわたる部分は、当研究会の見解であることをお断りしておきます。

平成28年6月

一般社団法人 選挙制度実務研究会

[内容現在]

本書の解説は、

- 公職選挙法の一部を改正する法律（平成27年法律第60号）
 - 公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第8号）
 - 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第24号）
 - 公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第25号）
- のそれぞれの改正内容に基づいています。

[法令略称]

本文中においては、以下のように略記しました

- 公職選挙法⇒法
- 公職選挙法施行令⇒令
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律⇒執行経費基準法

もくじ

はじめに.....	2
-----------	---

改正公職選挙法の概要

■平成27年法律第60号（平成27年8月5日公布、同年11月5日施行）

1 参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の是正.....	10
2 合同選挙区選挙の管理執行体制の整備.....	11

■平成28年法律第8号（平成28年2月3日公布、同年6月19日施行）

1 その市区町村の区域内から住所を移した一定の者に係る 選挙人名簿の表示登録制度の創設.....	12
2 同一都道府県の区域内の他の区域内に住所を移した一定の 者に係る選挙権のみなし規定.....	13

■平成28年法律第24号（平成28年4月11日公布、同年6月19日施行）

1 共通投票所制度の創設.....	14
2 期日前投票時間の弾力的な設定.....	15
3 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大.....	16

■平成28年法律第25号（平成28年4月13日公布）

1 洋上投票の対象の拡充.....	18
2 要約筆記者に対する報酬支払の解禁.....	19
3 施行期日.....	20

第1章 改正公職選挙法のポイント

■平成27年法律第60号（平成27年11月5日施行）

1 参議院選挙区選出議員の定数は正及び2県の区域を区域とする選挙区の設置	22
（1）改正前の状況	22
（2）改正の概要	23
（3）参議院合同選挙区選挙における管理執行体制	24
（4）合同選挙区で行われる選挙運動の数量に係る規制等	27

■平成28年法律第8号（平成28年6月19日施行）

1 選挙人名簿登録制度の見直し	30
（1）改正の趣旨	30
（2）改正の概要	33

■平成28年法律第24号（平成28年6月19日施行）

1 共通投票所制度の創設	40
2 期日前投票の投票時間の弾力的な設定	54
3 期日前投票の中断	61
4 不在者投票時間の見直し	65
5 オンラインによる選挙人名簿対照	70
6 投票所に入ることができる「子供」の範囲の拡大	75
7 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正の概要	79

■平成28年法律第25号

1 洋上投票の対象の拡充	86
2 要約筆記者に対する報酬支払の解禁	90

第2章 公職選挙法等改正に係る Q&A 集

1 選挙人名簿登録制度の改正関係	96
2 共通投票所制度関係	105
3 期日前投票の投票時間の弾力的な設定関係	115
4 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大関係	122
5 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律関係	132
6 洋上投票の対象拡充関係	137
7 要約筆記者への報酬支払い解禁関係	139

第3章 新旧対照条文

● 参議院選挙区及び定数の改正及び合区関係	142
● 選挙人名簿登録制度の改正関係	180
● 有権者の投票環境の向上関係	182
● 洋上投票、要約筆記者の報酬関係	202

改正公職選挙法の概要

■平成27年法律第60号（平成27年8月5日公布、同年11月5日施行）

この改正は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数について是正を行い、併せて2つの都道府県の区域を区域とする選挙区を設けるとともに、2つの都道府県の区域を区域とする選挙区において行われる参議院合同選挙区選挙に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制の整備を図ることを内容とするものである。

1 参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の是正（別表第3関係）

改正法では参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数について、宮城県、新潟県、長野県の定数をそれぞれ2人ずつ減員、北海道、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県の定数を2人ずつ増員するとともに、鳥取県と島根県、徳島県と高知県をそれぞれ「合区」とすることとした。これによって、いわゆる「1票の格差」は4.75倍⇒2.97倍に縮小するとされている（総務省調べ）。

2 合同選挙区選挙の管理執行体制の整備（法第5条の6から第5条の9関係）

合区による選挙（合同選挙区選挙）では、選挙区内の当該二の都道府県が、協議により規約を定め、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を置くこととされた。これに伴い、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員と委員長に関する規定とともに、会議、職員、規約、処分又は裁決に係る訴訟における被告その他の規定が新設された。また、市区町村に対する技術的助言等、是正の指示、処理基準についての規定が新設された。

これらに加え、啓発・周知等（法第6条、第261条の2関係）、繰上投票・繰延投票（法第56条、第57条関係）、選挙会・選挙分会等（法第15条～第18条、第80条、第81条、第83条、第84条、第111条関係）、選挙運動（第130条、第131条、第134条、第136条、第141条、第141条の2、第142条、第143条、第149条、第164条の2、第164条の5、第164条の7、第168条、第169条、第172条、第176条、第189条、第192条、第193条、第196条、第201条の4関係）、政治活動の規制（第201条の7、第201条の11関係）、争訟（第204条、第208条、第217条、第220条関係）についても規定の改正が行われた。

■平成28年法律第8号（平成28年2月3日公布、同年6月19日施行）

新たに選挙権を有することになる満18歳、満19歳の者の最初の選挙人名簿への登録が、平成28年7月の参議院議員通常選挙に係る選挙時登録に集中することが見込まれる中で、春の住所移転に伴う3か月要件の未充足の者もそれだけ多くなることが懸念されていた。本改正はこうした若者の最初の投票機会が失われないように必要な措置を講ずることを内容とするものである。

1 その市区町村の区域内から住所を移した一定の者に係る選挙人名簿の表示登録制度の創設

選挙人名簿の登録は、法第21条第1項の規定により登録されることとなる者のほか、当該市区町村の区域内から住所を移した年齢満18歳以上の日本国民のうち、その者に係る登録市区町村等の住民票が作成された日から引き続き3か月以上登録市区町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市区町村等の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過しない者についても行うこととされ、この者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に表示登録者である旨の表示をしなければならないものとされた（法第21条第2項、第27条第2項関係）。

2 同一都道府県の区域内の他の区域内に住所を移した一定の者に係る選挙権のみなし規定

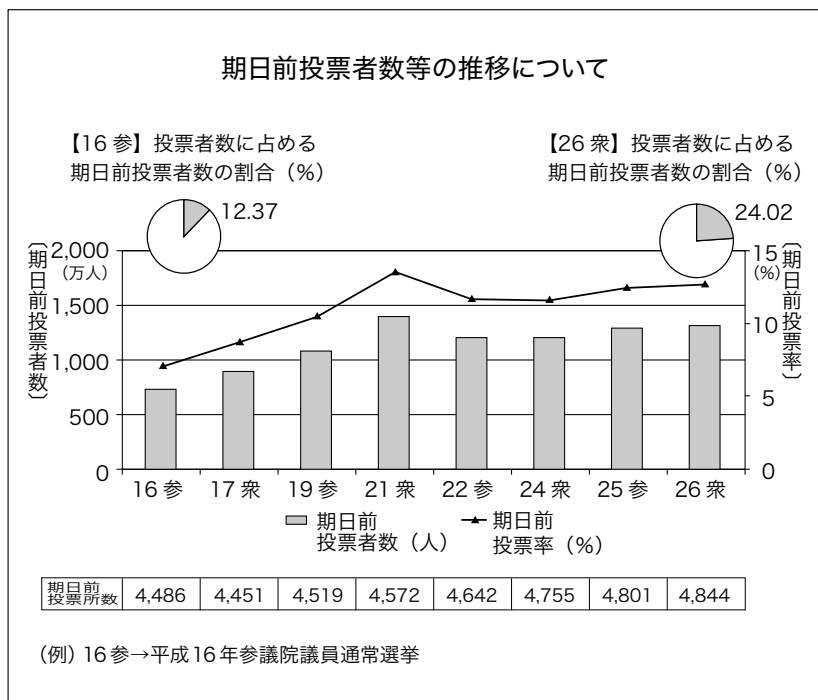
日本国民たる年齢満18歳以上の者で、現に住所を有する市区町村を包括する都道府県の区域内の他の市区町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有し、かつ、当該他の市区町村の区域内から引き続き現に住所を有する市区町村の区域内に住所を移した者のうち、当該市区町村の区域内に引き続き住所を有する期間が3か月に満たない者は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなすものとされた。表示登録制度による投票機会の確保に実益があるのは、当該市区町村の区域外に転出しても選挙権を失わない選挙であり、国政選挙が典型であるが、都道府県の選挙について法第9条第4項により引き続き都道府県の選挙の選挙権を有するとされる場合もそれに該当するのである(法第9条第6項関係)。

なお、不在者投票についても、期日前投票の開閉時刻に応じて時間を柔軟に設定できるようにされた（法第270条の2）。

〈例〉夜間の利用が少ない期日前投票所Aと夜間の利用が多い期日前投票所Bの開所時間を次のようにメリハリをつけて設定できる。

●期日前投票所Aの開所時間 ⇒ 午前8時30分～午後6時

●期日前投票所Bの開所時間 ⇒ 午前10時～午後8時



各投票形態における投票時間一覧

投票所の区分	開く時刻		閉じる時刻	
	原則	例外	原則	例外
(当日) 投票所	午前7時	午前5～9時	午後8時	午後4～8時

一の期日前投票所	午前8時30分	—	午後8時	—
他の期日前投票所	午前8時30分	繰り下げ可	午後8時	繰り上げ可
<u>期日前投票所を 1か所のみ設置する 場合の 当該期日前投票所 (改正後)</u>	午前8時30分	<u>午前6時30分ま で繰り上げ可</u>	午後8時	<u>午後10時まで 繰り下げ可</u>
<u>期日前投票所を 2か所以上設置する 場合の 各期日前投票所 (改正後)</u>	午前8時30分	<u>午前6時30分ま で繰り上げ可 繰り下げ可</u>	午後8時	<u>繰り上げ可 午後10時まで 繰り下げ可</u>
<u>※午前8時30分から午後8時までの間、少なくともいずれか 1つの期日前投票所が開いている必要あり</u>				

一の不在者投票記載 場所	午前8時30分	—	午後8時	午後5～8時
他の不在者投票記載 場所	午前8時30分	繰り下げ可	午後8時	繰り下げ可
<u>不在者投票記載場所 (改正後)</u>	午前8時30分	<u>午前6時30分 ～8時30分</u>	午後8時	<u>午後5～10時</u>

※上記の「一の不在者投票記載場所」と「他の不在者投票記載場所」の区分については、期日前投票と異なり明文の根拠はなく、行政実例によっている。

※下線部が今回の改正法による変更点。

期日前投票の投票時間の弾力的な設定

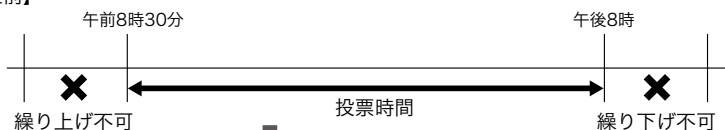
(法第48条の2関係)

【趣旨】

期日前投票所について、その投票時間を弾力的に設定することを可能とする。市区町村選挙管理委員会の判断により、通勤・通学の時間帯に合わせて、開始を早め又は終了を遅くし、また、期日前投票所が設置された店舗の閉店に合わせて終了を遅くすることなどができるようになる。

【期日前投票所を1か所のみ設置する場合】

【改正前】

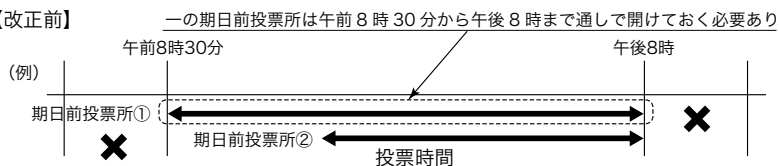


【改正後】

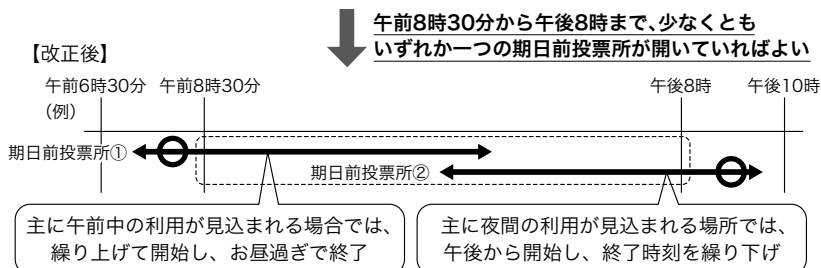


【期日前投票所を2か所以上設置する場合】

【改正前】



【改正後】



3 期日前投票の中断

(期日前投票)

第48条の2 (略)

- 2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。
- 5 第1項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第37条第7項及び第57条の規定は、適用しない。

(表略)

6～8 (略)

(1) 改正前の状況

今回の改正が行われる前の公職選挙法では、期日前投票について、天災等で期日前投票が行えなくなった場合の対応について規定が設けられていなかった。ただし、過去の実例(平成17年9月)

1 選挙人名簿登録制度の改正関係

Q 1 選挙人名簿登録制度において、転出者が新旧住所地の市区町村の選挙人名簿に二重に登録されることが生ずる制度とされているのはなぜですか？

A 選挙人名簿に登録されるためには、3か月以上市区町村の住民基本台帳に記録されている必要があります（法第21条）。一方で、市区町村選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市区町村の区域内に住所を有しなくなって4か月を経過した後に、登録を抹消しなければならないこととされています（法第27条、第28条）。

このため、新住所地の市区町村に3か月以上居住し、選挙人名簿に登録された者が、旧住所地の市区町村から転出後4か月を経過していない場合には、改正前の制度上も旧住所地、新住所地の市区町村のいずれの選挙人名簿にも登録され、二重登録の状態が生ずることになります。

なお、このように選挙人名簿の被登録資格3か月と抹消までの4か月の期間に1か月間の「差」を設けているのは、転出者の旅行期間と転入届の届出期限（14日）を考慮し、国政選挙等における有権者の投票機会が失われることがないようにするためです。

Q2 選挙人名簿に二重に登録された者の二重投票防止について、制度的・実務的にどのような対応をしているのですか？

A 旧住所地の市区町村において選挙人名簿に登録されている者が投票できるのは、新住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間に限定されています（令第29条）。したがって、旧住所地と新住所地のいずれの市区町村の選挙人名簿にも登録されていたとしても、制度上、双方で二重に投票を行うことはできません。

仮に二重に登録されていることを悪用して、2か所で投票を行った場合には、詐偽投票として罰則（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）が適用されます（法第237条）。

なお、平成26年の衆議院議員総選挙について、全国の市区町村選挙管理委員会を対象に行われた調査では、回答のあった1,647市区町村のうち94.6%の市区町村で、転出後に引き続き選挙人名簿に登録されている者が新住所地の市区町村で選挙人名簿に登録されているかどうかの確認を行っていることが明らかに became。また、新住所地の市区町村の選挙人名簿に登録した旨を、旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に自主的に通知することとしている選挙管理委員会も見受けられました。

Q3 新たな選挙人名簿の表示登録制度の導入に伴う二重登録の増加には、どのような対応が考えられていますか？

A 選挙人名簿の登録は、登録月（3月、6月、9月、12月）の各2日

及び選挙時（公示・告示日の前日）に行うこととされています（法第21条、第22条）。

このため、3か月以上の居住により、選挙人名簿の被登録資格を満たした場合でも、登録日を迎える前に転出した者は選挙人名簿に登録されないこととされていました。そこで今回、新たな選挙人名簿の表示登録制度を導入することによって、登録日を迎える前に転出した者は、旧住所地の市区町村の選挙人名簿に登録することとなりました。

ただし、新規に登録対象者となる者は、満18歳となる直前に他市区町村へ住所を移した者や、3か月以上6か月未満の期間で転々と住所を移転している者など限られた者であり、改正前の制度上で転出後になお選挙人名簿に登録されていた者よりも数は少なくなると考えられます。

Q 4 新たな選挙人名簿の表示登録制度により登録された者に対して、旧住所地の市区町村で国政選挙等の投票ができることをどのように周知するのですか？

A 平成26年の衆議院議員総選挙について、全国の市区町村の選挙管理委員会を対象に調査を行った結果、ほとんどの市区町村の選挙管理委員会で、転出後になお選挙人名簿に登録されている者に対して、投票所入場券を送付したり転出の際に説明したりするなどして、旧住所地（選挙人名簿に登録されている）市区町村で投票ができることを周知していたことが明らかになりま

した。

したがって、新たな選挙人名簿の表示登録制度が導入された場合も、転出後に旧住所地の市区町村において登録された者に対し投票所入場券を送付するなどの方法によって、旧住所地の市区町村で国政選挙等の投票ができることの周知が図られるものと考えられています。

Q 5 今回の改正で、平成28年7月の参議院議員通常選挙で投票可能となる者（改正前の法では、いわゆる3か月の住所要件を満たさないために選挙権を有しながら、新旧いずれの住所地の市区町村でも投票できなかった者）は、どのくらいいるのですか？

A 新有権者のうち、どの程度の者がいつ住所移転を行うのかなど、不確定な要素があることから、具体的な数を推計することは困難です。

ただし、住民基本台帳人口移動報告から一定の仮定に基づいて推計すると、新たに有権者となる満18歳と満19歳の者のうち、平成28年6月末の選挙時登録日の前3か月に他市区町村に転出する者の数は約7万人（新有権者約240万人のうち約3%に該当）となります。

〔選挙人名簿登録制度の改正関係〕

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（選挙権） 第九条 ①～5 [略] 6 <u>日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないもの（第四項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する者を除く。）は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなす。</u> 7 <u>第三項の規定は前項の市町村について、第五項の規定は前項の三箇月の期間について準用する。</u> （被登録資格等） 第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項において同じ。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。第三項において同じ。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。次項において同じ。）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。 2 <u>選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しな</u>	（選挙権） 第九条 ①～5 [略] （新設） （新設） （被登録資格等） 第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。 （新設）

いものについて行う。 <u>3</u> 第一項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。 <u>4</u> 第一項及び第二項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。 <u>5</u> [略] （表示及び訂正等） 第二十七条 [略] <u>2</u> 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。 <u>3</u> [略] （登録の抹消） 第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。 一 [略] 二 前条第一項及び第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。 三 [略]	<u>2</u> 前項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。 <u>3</u> 第一項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。 <u>4</u> [略] （表示及び訂正等） 第二十七条 [略] （新設） <u>2</u> [略] （登録の抹消） 第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。 一 [略] 二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。 三 [略]
---	---